

地方分権改革における「提案募集方式」での国への提案について(平成28年度青森県提案分)

管理番号	提案団体		提案事項	提案の概要	対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容
	当初提案団体	追加共同提案団体			
131	青森県	鳥取県、広島市	地方独立行政法人の「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない出資財産の処分に係る定款変更の手続きの簡略化	地方独立行政法人法(以下、「法」という)第42条の2に基づく「出資等に係る不要財産」及び第44条に基づく「重要な財産」に当たらない出資財産の処分に係る定款変更については、法第8条第2項「政令で定める軽微なもの」に規定するか、地方独立行政法人法施行令第2条第3号で規定する「総務大臣の指定する事項」としていただきたい。	【対応方針に記載なし(実現せず)】 ＜総務省最終回答＞ ・地方独立行政法人の定款については、同法人の基本的事項に設立団体の意向を反映させる観点から議会議決に係らしているものであって、議会議決といった手続を簡略化することはできない。 ・地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために、資本金その他の財産的基礎を有しなければならない(地方独立行政法人法第6条)ことから、「資本金、出資及び資産に関する事項」は定款必須記載事項としていところである。定款記載事項としているのは、土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律第14条)と同じである。
18	愛知県	北海道、青森県、岩手県、秋田県、静岡県、滋賀県、京都府、奈良県、島根県、岡山県、愛媛県、長崎県、宮崎県、沖縄県	高等学校等就学支援金に係る支給期間の要件緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、長期療養などやむを得ない理由により対象者が留年した場合には、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	【対応方針に記載なし】 「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」と整理
19	愛知県	青森県 (その他は不明)	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱における補助要件の緩和	高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱(奨学のための給付金)における補助要件を緩和し、事務費を対象経費に含めること	【対応方針に記載なし】 「提案募集の対象外である提案」と整理
118	岐阜市	旭川市、青森県、湯沢市、川越市、秩父市、春日部市、千葉県、千葉市、新宿区、青梅市、横浜市、浜松市、春日井市、刈谷市、豊田市、滋賀県、京都府、城陽市、堺市、茨木市、八尾市、寝屋川市、加古川市、宍粟市、広島市、西条市、長崎市、雲仙市、大村市、大分県	生活保護法第63条の規定による費用の返還方法の追加	生活保護法第63条(以下、本提案において「法」という。)の規定による費用返還について、法第78条の2の規定のように、被保護者の最低限度の生活を維持することができる範囲で、かつ、被保護者から保護品の一部を返還金の納入に充てる旨の申出があるという要件のもと、当該申出に係る費用返還ができるよう規定を新設されたい。	6【厚生労働省】 (9)生活保護法(昭25法144) (iii)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
136	山口県 中国地方知事会	青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県、長崎県、宮崎県	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	6【農林水産省】 (9)沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) (i)沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成28年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなどの物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成29年中に講ずる。 (ii)沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
155	京都府 滋賀県 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 京都市 関西広域連合	北海道、青森県、島根県、大牟田市、長崎県、大村市、大分県	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(独自利用事務における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大)	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(庁外連携)に関し、番号法別表第二に規定されている情報以外の情報についても入手可能とする。	6【個人情報保護委員会】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとともに、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学資の貸与に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 (関係府省:内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省:内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)

管理番号	提案団体		提案事項	提案の概要	対応方針（平成28年12月20日閣議決定）記載内容
	当初提案団体	追加共同提案団体			
161	京都府 滋賀県 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 徳島県 京都市 関西広域連合	青森県、岩手県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、奈良県、鳥根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、長崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県	地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金【医療】の弾力的な運用	【対応方針に記載なし】 「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」と整理
167	岐阜県	青森県、岩手県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、大阪府、鳥根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、大分県、鹿児島県	地域医療介護総合確保基金の運用緩和	地域医療介護総合確保基金（医療分）について、各事業区分間の配分額の調整を弾力的に認める仕組みとする。	【対応方針に記載なし】 「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」と整理
204	広島市	旭川市、青森県、川越市、秩父市、千葉県、千葉市、新宿区、青梅市、横浜市、浜松市、春日井市、刈谷市、豊田市、滋賀県、京都府、城陽市、堺市、茨木市、八尾市、寝屋川市、加古川市、吹田市、新見市、西条市、長崎市、雲仙市、大村市、大分県	生活保護の返還金の徴収方法の弾力化	生活保護費との調整を可能とし、被保護者の負担軽減や納付忘れ防止に繋げることができるよう、法の改正を求める。	6【厚生労働省】 (9)生活保護法(昭25法144) (ii)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
254	九州地方知事会	青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	6【農林水産省】 (9)沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) (i)沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成28年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなどの物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成29年中に講ずる。 (ii)沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
262	指定都市市長会	旭川市、青森県、川越市、秩父市、千葉県、新宿区、青梅市、横浜市、浜松市、安曇野市、春日井市、刈谷市、豊田市、滋賀県、城陽市、茨木市、八尾市、寝屋川市、加古川市、西条市、長崎市、雲仙市、大村市、大分県	生活保護費と返還金の調整	生活保護法(以下「法」という。)第63条に基づき生じる債権の非免責化については、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針で、今後検討を行い必要な措置を講ずるとされているが、公的扶助を適切に運用する観点から、法第63条による返還金について、法78条による徴収金と同様に被保護者から申出があった場合、保護費と調整をすることが出来るなど早期に法改正を検討し、適切な措置を講ずること。	6【厚生労働省】 (9)生活保護法(昭25法144) (ii)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
284	神奈川県	石狩市、青森県、岩手県、茨城県、栃木県、埼玉県、横浜市、山梨県、長野県、静岡県、名古屋市、鳥取県、鳥根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、長崎県、大分県、鹿児島県	地域医療介護総合確保基金の改善(早期の配分と弾力的な運用)	都道府県が、年度当初から事業を実施できるよう、交付スケジュールを見直すとともに、地域の実情に合わせた弾力的な運用などニーズに合わせた幅広い活用や、各事業区分間の融通などを可能とすることを求める。	【対応方針に記載なし】 「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」と整理